

建設工事請負契約書

収入印紙
貼 付

- 1 工事名及び
工事番号
- 2 工事場所
- 3 工期 年 月 日から
年 月 日まで 日間
- 4 請負代金額 一金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円也)
- 5 契約保証金
- 6 解体工事に要する費用等
 - (1) 解体工事に要する費用
 - (2) 再資源化等に要する費用
 - (3) 分別解体等の方法
 - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
- 7 住宅建設瑕疵担保責任保険
 - (1) 保険法人の名称
 - (2) 保険金額
 - (3) 保険期間

〔注〕 この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に記入する。

〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託書の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵担保負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約を証するため本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地25

氏名 東茨城郡城里町長

印

受注者 住所

氏名

印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約(頭書きを含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言葉は、日本語とする。
 - 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を、共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施行する工事及び発注者の発注に係る第三者の施行する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施行に協力しなければならない。

(工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(工事の着手)

- 第4条 受注者は、契約締結の日から7日以内に工事に着手し、直ちに着工届を提出しなければならない。

(契約の保証)

- 第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなけ

ればならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が
 確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第
 184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の
 締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」
 という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保
 証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲
 げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達す
 るまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を
 請求することができる。

〔注〕 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて
 はならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでな
 い。

- 2 受注者は、工事目的物及び第38条第2項の規定による部分払いのための確認を受けた工
 事材料(工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、受注者は抵当権その他
 の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この
 限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第7条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせては
 ならない。

(下請負人の通知)

第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求
 めることができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法
 律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下
 「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限
 る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。
- (1) 当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (2) 発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を受注者が発注者に提出した場合(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第10条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任した者のほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施行の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 発注者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面をもって受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者(監理技術者)及び専門技術者(建設業法[昭和24年法律第100号]第26条の2に規定する技術者をいう、以下同じ。)を定め、工程表を提出する際に書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。

現場代理人、主任技術者(監理技術者)又は専門技術者を変更したときも、同様とする。ただし、建設業法施行令第27条に規定する工事以外の工事にあつては、主任技術者は専任であることを要しない。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、この約款に基づく受注者の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受

領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定に関わらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第13条 発注者又は監督職員は、現場代理人、主任技術者(監理技術者)専門技術者その他受注者が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を執るべきことを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受理した日から10日以内に書面をもって発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を執るべきことを求めることができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果請求を受理した日から10日以内に書面をもって受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果、不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第15条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当

該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施行するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、第2項の規定により必要とされる監督職員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した、工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。監督職員が正当な理由がないのに受注者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、書面をもって監督職員に通知した上、当該立会又は見本検査を受けることなく工事材料を調合して使用し、又は工事を施行することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施行を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第16条 発注者から受注者へ支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質、規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、遅滞なく書面をもってその旨を発注者又は監督職員に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知(監督職員に対する通知を含む。)を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面をもって、当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第21条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡し場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第21条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに書面をもってその旨を監督職員に通知しなければならない。この場合にお

いては、第4項及び第5項の規定を準用する。

- 9 受注者は、工事の完成、工事の内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に回復し、受注者は損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保)

第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供すべきものと定められた工事の施行上必要な用地(以下「工事用地」等という。)を、受注者が工事の施行上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第18条 受注者は、工事の施行が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第21条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

- 2 発注者又は監督職員は、受注者が第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施行が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施行部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 受注者は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督職員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
 - (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤びゅう又は脱漏があることを含む。)
 - (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
 - (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたとき。
- 2 監督職員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは当該指示を含む。)を受注者に通知しなければならない。
 - 3 第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。発注者が行う。
 - (2) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し、工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - (3) 第1項第2号に該当し、設計図書を訂正する必要があるもの。発注者が行う。
- 4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、第21条第1項後段及び第2項の規定を準用する。
- 5 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以前に発注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。ただし、発注者がその期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (1) 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。
 - (2) 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。
 - (3) 前項において準用する第21条第2項の規定による協議を申し出た後20日以内に協議が整わないとき。
- (設計図書の変更)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事の変更、中止等)

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

- 2 工期又は請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 工事用地等の確保ができない等のため、又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施行できないと認められるときは、発注者は第1項の規定により、工事の全部又は一部の施行を中止させなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその

理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、受注者と協議の上通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。
- 3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日)から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。ただし、残工事期間が2月未満の場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から12月を経過した後でなければ、これを行うことができない。
- 3 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相

応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。
- 7 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに前項の適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。
- 8 工期中にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により、賃金又は物価に著しい変動を生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、前各項の規定にかかわらず、発注者と受注者とが協議して請負代金を変更するものとする。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督職員の見解を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を遅滞なく監督職員に通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを求めることができる。
- 4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施行に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

- 2 前項に定めるもののほか、工事の施行について、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべ

き理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施行について、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第30条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあつては当該基準を超えるものに限る。)であつて、発注者と受注者のいずれの責めに帰すべからざるもの(以下この条において「天災その他の不可抗力」という。)により工事の出来形部分工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面をもって請負代金額の変更又は損害額の負担を求めることができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から請負代金額の変更又は損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事の出来高部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、現場搬入済の工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第2項の規定による検査又は立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、発注者と受注者とが協議して定める。

- (1) 工事の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合に、その評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
- (3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第二次以降の天災その他の不可抗力による請負代金額の変更又は損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて同項を適用する。

7 天災その他不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第31条 発注者は、第9条、第16条から第18条まで、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 工事目的物が前項の検査に合格したときをもって、発注者に当該工事目的物の引渡しがあったものとする。

4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなす。

5 発注者又は発注者の指定する検査員は、第2項の検査に当たり必要があると認めるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(請負代金の支払)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において、満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償

額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、発注者に対して、前金払金の支払を請求することができる。ただし、その請求額は城里町建設工事執行規則(平成17年城里町規則第48号。以下「規則」という。)第10条の規定により入札(見積り)前に明らかにした前金払の請負金額に対する割合で計算した額の範囲内でなければならない。

- 2 受注者は、保証事業会社と、前項の前金払に追加してする前金払(以下この条において「中間前金払」という。)に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする補償契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前金払いの支払を発注者に請求することができる。ただし、第38条又は第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、これを請求することができない。
- 3 受注者は、前2項の保証契約を締結したときは、直ちに保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 発注者は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、14日以内に前金払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、第2項の中間前金払の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者から認定のあったときは、直ちに認定に係る審査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、受注者は、その増額後の請負代金額に第1項ただし書の規定による割合で計算した額から受領済の前金払金額を差し引いた額に相当する額以内の前金払金額の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 7 工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、受領済の前金払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、発注者の指定する日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前金払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還額を定める。
- 8 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第4項の規定により受領済の前金払金に追加して、更に前金払金の支払を請求する場合は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、前条第5項の規定により請負代金額を減額した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。

3 発注者は、工事内容の変更その他の理由により工期を延長又は短縮したときは、遅滞なくその旨を保証事業会社へ通知しなければならない。

(前金払金の使用等)

第37条 受注者は、前金払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される場合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として、必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に工事の出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品(監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相当する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認のための検査を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なくその確認のため検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 前金払金の支払を受けている場合の部分払いの額は、第1項の規定により算出して得た額から前金払金に工事の既済部分の率を乗じて得た額を控除した額とする。

4 受注者は、第2項の規定による確認のための検査があつたときは、書面をもって部分払いを請求することができる。この場合においては、発注者は当該請求のあつた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 前項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払金の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第33条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 前金払金の支払を受けている場合においては、前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することのできる額は、指定部分に対する請負代金相当額から前金払金額に当該指定部分の工事全体に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。))について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - { 請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過

額) × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前金払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部、又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。

2 第21条第3項の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合について準用する。

(瑕疵担保)

第45条 工事目的物に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第3項(第39条においてこの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から 年以内にこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又は損傷の事実を確認したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は損傷の事実を確認した日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

4 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第46条 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金につき遅

延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第49条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を言う。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当すると知りながら、当該社と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払いの対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第35条の規定による前金払金があったときは、当該前金払金の額(第38条の規定による部分払いをしているときは、その部分払いにおいて償却した前金払

金の額を控除した額)を前項の出来形部分に相当する請負代金から控除する。この場合において、受領済の前金払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前金払金の支払日から返還の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

第47条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続が開始された場合における破産管財人
- (2) 受注者について更生手続が開始された場合における管財人
- (3) 受注者について再生手続が開始された場合における再生債務者等（民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等をいう。）

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。（談合その他不正行為による解除）

第47条の3 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあつては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令。以下同じ。）又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）。
- (2) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提訴し、その訴えについて却下又は請求棄却の判決が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項ただし書き、第10項又は第20項の規定に該当することにより受注者が独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令を受けなかった場合において、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による命令又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による命令（これらの命令が受注者又は受注者が独占禁止法第8条第4号に規定する構成事業者である独占禁止法第2条第2項に規定する事業者団体（以下この条において「受注者」という。）に対して行われた場合にあつては受注者等に対するそれらの命令で確定したものをいい、受注者に対して行われていない場合にあつては各名宛人に対するそれらの命令が全て確定した場合における当該命令をいう。）（以下この条において「排除措置命令等」という。）において、受注者が、この契約に関し、独占禁止法第

3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となる取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項の規定による命令を行いこれが確定した場合にあっては、当該命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条第1項及び前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第47条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、同条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しななければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条第5項の規定により工事の全部又は一部の施行を一時中止した場合において、工事を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

(2) 第21条第1項の規定により工事内容を変更したため、請負代金額が3分の2以上に減少したとき。

(3) 第21条第1項の規定による工事の施行の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その部分を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(4) 発注者が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったとき。

2 第47条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第47条第3項のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

(解除に伴う措置)

第50条 契約が解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置を執らなければならない。

2 第16条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。

この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復し、又は返還にかえてその損害を賠償しなければならない。

- 3 第16条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損傷したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に回復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 工事用地等に、その使用に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。)があるときは、これを搬出するとともに工事用地等を原状に回復して発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に回復しないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処理し、その他工事用地等を原状に回復することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申し出ることができず、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第2項から第4項までに規定する受注者の執るべき措置の期限方法等については、この契約の解除が第47条の規定による発注者の解除権の行使であるとき、又は第49条の規定による受注者の解除権の行使であるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(賠償の予定)

第50条の2 受注者は、受注者がこの契約に関して第47条の3第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、また、工事の完了の前後を問わず、請負代金額の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当した場合であって、排除措置命令又は審決の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額を賠償金に代えて、請負代金額の100分の15に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。
 - (1) 第47条の3第1項第1号に規定する確定した納付命令又は確定した審決(納付命令に係る審決に限る。)について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第47条の3第1項第3号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者がこの契約に係る工事の請負に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であって既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯

して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

- 4 第1項又は第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものではない。

(火災保険等)

第51条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下同じ。)等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく発注者に提示しなければならない。

- 3 発注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を受注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第52条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払の日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第53条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による茨城県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又調停を請求することができない。

(仲裁)

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(通知等の様式)

第55条 規則第12条に規定する建設工事請負契約書に基づく通知等の様式は、次の表の左欄に掲げるこの契約の条項に係る、当該右欄に掲げる別表様式とする。

契 約 条 項	別 表 様 式 番 号 及 び 書 式 名
第3・21・22・23条	第1号 工事工程表(変更工事工程表)
第4条	第2号 着工届
第8条	第3号 下請負人通知書
第10条	第4号 監督職員決定(変更)通知書
第11条	第5号 現場代理人及び主任(監督)専門技術者選(改)任通知書
第19条	第6号 条件変更等通知書
第20条	第7号 工事設計変更通知書
第21・22・23・26・30条	第8号 建設工事変更請負契約書
第22条	第9号 工期延長願
第30条	第10号 天災その他不可抗力による損害通知書
第32条	第11号 工事完成通知書
第32条	第12号 工事完成検査結果通知書
第33・35・38条	第13号 請求書(その2 算出明細書)
第54条	第14号 仲裁合意書

2 この契約に定めのない様式については、内容に応じ適宜作成するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第56条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示について、あらかじめ発注者が承諾した場合は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱いは設計図書に定めるものとする。

(その他)

第57条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

備考

1 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、頭書中「5 契約保証金」とあるのは、「

5 契約保証金

6 解体工事に要する費用等

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体等の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

別紙のとおり

」とする。

別紙は、備考別表1から備考別表3までのうち該当するものを使用して作成する。

2 役務的保証を求める契約を締結する場合には、本契約を以下のように改めて使用する。

第5条を次のとおりとする。

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金の10分の3以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

第47条第1項第4号中「第49条」を「第50条」とし、第50条第6項中「第47条」を「第48条」と、「第49条」を「第50条」とし、第47条から第57条までを1条ずつ繰り下げ、第46条の次に次の1条を加える。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第47条 第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 瑕疵担保債務(受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証入から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。
- 3 その他この契約書は、契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。

備考別表1

建築物に係る解体工事

1 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(消費税及び地方消費税を除く。)

- 注 1 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を記載すること。
2 仮設費及び運搬費は含まないこと。

2 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円(消費税及び地方消費税を除く。)

- 注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	(1) 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	(2) 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	(3) 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(4) 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(5) その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

- 注 1 欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。
2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

備考別表3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(消費税及び地方消費税を除く。)

- 注 1 解体工事の場合のみ記載すること。
 2 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を記載すること。
 3 仮設費及び運搬費は含まないこと。

2 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円(消費税及び地方消費税を除く。)

注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	(1) 仮 設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(2) 土 木	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(3) 基 礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(4) 本 体 構 造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(5) 本 体 附 属 品	本体附属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(6) そ の 他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

- 注 1 欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。
 2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

別表様式第14号(様式第2号関係)

[表 面]

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事場所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

年 月 日

発注者

印

受注者

印

[裏 面]

仲裁合意書について

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人にゆだねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから発注者及び受注者双方の合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。